

## 公共交通運転手不足対策促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、地域公共交通における女性運転手等の雇用促進を図るため、公共交通事業者が実施する運転手にとって魅力ある職場環境整備に向けた取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

二 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公共交通事業者が実施する運転手にとって魅力ある職場環境を整備するための取組のうち、以下に掲げる設備を新設または改修する事業とする。

一 女性専用トイレ

二 女性専用更衣室

三 女性専用休憩室

四 上記のほか知事が認めるもの

2 前項の補助対象事業における補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請書の様式)

第5条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

### (交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (補助対象事業の変更申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 事業全体の補助対象経費の増減が20%以内又は50万円以内のもの
- 二 事業内容を大幅に変更しないもの

#### (交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4号の交付決定変更通知書を補助事業者へ通知するものとする。

#### (補助対象事業の中止等)

第9条 補助対象事業者は、事情の変更により補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (状況報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況等について、知事の要求があったときは、速やかに書面等により知事に報告しなければならない。

#### (実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

#### (額の確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

#### (補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

#### (財産処分の制限)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第8号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることとする。

### (書類の整備等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等については、前条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

### (採用計画の提出及び採用実績の報告)

第16条 補助対象事業の適正を期すため、補助対象事業者は、交付申請時に補助対象事業開始年度以降5年間の期間の女性運転手に係る採用計画を提出するとともに、当該期間における採用人数等採用活動の実績について、県の求めに応じて報告するものとする。

また、県の求めに応じて、県が主催する会議、研修会等における補助対象事業及び当該実績に係る情報の提供について協力するものとする。

### (暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

### (補助対象事業等の公開)

第18条 知事は、補助対象事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助金額等）を公開することができるものとする。

### (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

### 附 則

この要綱は 令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公共交通運転手不足対策促進事業補助金

補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>公共交通事業者のうち、中小企業者であって、次の全ての要件に該当する者とする。</p> <p>一 県内に営業所または折り返し場等の運転手が滞在する施設を有する者であること。</p> <p>二 関係市町村からの協力を受け、補助対象事業で整備した設備などを活用し採用活動を実施する者であること。</p> <p>三 高速乗合バス（道路運送法施行規則第（昭和26年運輸省令第75号）3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するもの）のみを運行する者でないこと。</p>	<p>第3条各号に掲げる設備の新設または改修に要する経費</p>	<p>1/2 以内</p>	<p>200万円</p>

（注）

- 1 補助対象経費は、事業に要する経費から国や県、市町村もしくはこれに準ずる公的機関の補助金等を控除した額とする。
- 2 補助対象経費には、土地の取得に要する経費を除く。
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。